

指定介護老人福祉施設
『特別養護老人ホーム美幸苑』
重要事項説明書（三者説明）

「美幸苑指定介護老人福祉施設」重要事項説明書

当施設は、介護保険の指定を受けています。

特別養護老人ホーム美幸苑 : 秋田県指定第 0572250181 号

特別養護老人ホーム美幸苑（ユニット）: 秋田県指定第 0572251528 号

当施設は、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことをつぎの通り説明します。

※当施設への入所は、平成 27 年 4 月以降は原則として要介護 3 以上の方に限定されることになりました。ただし、要介護 1・2 の方でもやむを得ない事情により、特別養護老人ホーム以外で日常生活を営むことが困難であると認められた場合には、認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも入所は可能です。保険者の関与のもと特例的に入所が認められます。

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 八竜山本ふくし会
- (2) 法人所在地 秋田県山本郡三種町鶴川字西本田 82 番地 1
- (3) 電話番号 0 1 8 5 - 7 2 - 1 2 3 1
- (4) 代表者氏名 理事長 金子 喜一郎
- (5) 設立年月日 平成 8 年 5 月 2 1 日

2. 利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設・平成 1 2 年 1 0 月 7 日指定
秋田県指定第 0 5 7 2 2 5 0 1 8 1 号
秋田県指定第 0 5 7 2 2 5 1 5 2 8 号 (ユニット)
- (2) 施設の目的 指定介護老人福祉施設は介護保険令に従い、入所者が、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、入所者に日常生活を営むために必要な居室および共用施設等をご利用いただき、介護福祉施設サービスを提供します。
- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム美幸苑、特別養護老人ホーム (ユニット)
- (4) 施設所在地 秋田県山本郡三種町鶴川字西本田 82 番地 1
- (5) 施設長氏名 日諸 聡
- (6) 当施設の運営方針
当施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事の介護、相談及び援助、社会生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指します。且つ入所者等の意志及び人格を尊重し、常に入所者などの立場に立って施設サービスを提供するよう努め、明るく家庭的な雰囲気を作り、地域や家族との結びつきを重視した運営を行います。また市町村をはじめとする各関連機関と綿密な連携に努めます。
- (7) 開設年月日 平成 9 年 4 月 1 日
- (8) 入所定員 従来型 5 2 人、ユニット型 3 0 人

3. 居室の概要

(1) 居室及び共用施設

当施設では以下の居室・施設をご用意しています。入居される居室は、従来型多床室・従来型個室・ユニット型個室があります。(入所者の心身の状況や居室の空

き状況によりご希望に添えない場合もあります。)

また、利用に際しては、短期入所生活介護利用者と同室になる場合があります。

居室・施設の種類	室数	備考
個室（1人部屋）	38室	従来型個室（8）、ユニット型個室（30）
2人部屋	2室	多床室
4人部屋	10室	多床室
食堂兼機能訓練	4室	共同生活室を含む（ユニット3室）
浴室	5室	特殊浴槽、一般浴槽
医務室	1室	
介護職員室	2室	
看護職員室	1室	
静養室	1室	
面接室・相談室	1室	
談話室	2室	（理容室兼）
家族控室	1室	（居室外）
トイレ	26室	（居室外）

※上記は、厚生労働者が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務付けられている施設・設備です。

◇居室の変更：入所者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により、施設でその可否を決定します。また、入所者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

4. 職員の状況

当施設では、入所者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。※随時変更あり

職種	従来型	ユニット型	非常勤
1. 施設長	1名	(1名)	
2. 介護支援専門員	1名	(1名)	
3. 生活相談員	1名	(1名)	
4. 管理栄養士	1名	(1名)	
5. 機能訓練指導員	1名	(1名)	
6. 看護師	7名以上	(7名以上)	
7. 介護員	20名以上	17名以上	1名(パート)
8. 医師(嘱託)			1名

※従来型は短期入所生活介護事業所の職員と兼務です。(令和6年4月1日現在)

主な職種の勤務体制

職種	勤務体制
1. 医師（嘱託）	毎週金曜日 ドラゴンクリニック 菊地次郎医師
2. 介護職員	早出 6：30～15：30、 7：00～16：00 等 日勤 8：00～17：00、 9：30～18：30 等 遅出 10：00～19：00、 13：00～22：00 等 夜勤 20：45～ 7：45 （従来型：9時間夜勤） 21：45～ 6：45 （ユニット型：8時間夜勤）
3. 看護職員	早出 7：30～16：30 日勤 9：00～18：00 ※夜間自宅待機体制をとり 遅出 9：30～18：30 急変時に備えます。
4. 管理当直者	1人 19：00～ 7：00

※勤務時間については、必要に応じて随時変更して対応します。

5. サービスの内容

(1) 介護保険給付サービス

入所者個々の施設サービス計画書を作成し、入所者（家族）の承諾のもと計画に応じた食事・入浴・排泄援助、生活援助等の介護サービスを提供します。

【食事】

○ 当施設では、一日3食（定食方式）、食堂内配膳（居室での食事）、バイキング選択食など、栄養並びに、入所者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。

○ 入所者の自立支援のため離床して食堂にて食事を摂っていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝食：7：30～8：30 昼食：11：30～13：00 夕食：17：30～19：00

★本人の希望により食事の開始時間、場所は変更できます。

【入浴】

○ 入浴又は清拭を週2回以上行います。又、入所者の希望や身体の状況に応じて入浴回数を増やします。

○ さまざまな入浴装置（特浴・チェアバス、個浴等）を準備し、本人の要望に応じた入浴方法をとることができます。

【排泄】

- 心身の状況に応じ、適切な方法で排泄自立の支援を行います。

【機能訓練】

- 機能訓練指導員により、日常生活を送る上で必要な生活機能の改善・維持のため、本人または家族の同意の上、個別の機能訓練を生活ケアの中で行います。

【相談・援助】

- 入所者や必要に応じて家族に対して生活・介護・環境等に関する相談・助言を提供します。
- 介護・看護・サービス提供記録の開示については、入所者やその家族の希望によりいつでも対応します。

【社会的便宜の提供】

- レクリエーション・行事等の提供、日常生活上必要な行政機関等の諸手続きで入所者・家族が対応困難な場合の代行手続き又年金や金銭の管理を行います。
- クリーニングの取次ぎや宅急便・郵便物の取次ぎ等を行います。

【生活サービス】

- シーツ交換、居室清掃、施設内での可能な洗濯を行います。

【健康管理】

- 看護職員を配置し、嘱託医による週1回の回診と指示による医療処置、定期健康診断・健康相談及び歯科医による訪問診察、診療を行います。
また、夜間も自宅待機の看護職員を配置し、入所者の健康管理を24時間体制で行います。

【看取り介護】

- 医師により回復の見込みがないと診断された入所者に対し、本人または家族の希望により、施設での看取り介護を行います。

【その他自立への支援】

- 寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- 毎食後口腔ケアを行います。
- 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

行事予定

	行事		行事
1月	新年会・かるたとり大会	7月	苑外買物・ドライブ
2月	節分	8月	ドライブ・納涼祭
3月	雛祭り	9月	敬老会・ドライブ
4月	お花見	10月	苑外買物・ドライブ
5月	ドライブ	11月	ゲーム大会・クッキング
6月	運動会・ドライブ	12月	クリスマス忘年会
☆誕生会：毎月		☆ふるさとツアー：5月～10月	

6. サービス利用料

(1) 下記の要介護度に応じたサービス利用料の自己負担額と居住費、食事の基準額の合計をお支払頂きます。(1日当りの料金を記載しております)

●従来型多床室

介護区分	利用料金単価	自己負担額(1割)	自己負担額(2割)	自己負担額(3割)
介護度1	5,890円	589円	1,178円	1,767円
介護度2	6,590円	659円	1,318円	1,977円
介護度3	7,320円	732円	1,464円	2,196円
介護度4	8,020円	802円	1,604円	2,406円
介護度5	8,710円	871円	1,742円	2,613円

●従来型個室

介護区分	利用料金単価	自己負担額(1割)	自己負担額(2割)	自己負担額(3割)
介護度1	5,890円	589円	1,178円	1,767円
介護度2	6,590円	659円	1,318円	1,977円
介護度3	7,320円	732円	1,464円	2,196円
介護度4	8,020円	802円	1,604円	2,406円
介護度5	8,710円	871円	1,742円	2,613円

●ユニット型個室

介護区分	利用料金単価	自己負担額(1割)	自己負担額(2割)	自己負担金(3割)
介護度1	7,680円	768円	1,536円	2,304円
介護度2	8,360円	836円	1,672円	2,508円
介護度3	9,100円	910円	1,820円	2,730円
介護度4	9,770円	977円	1,954円	2,931円
介護度5	10,430円	1,043円	2,086円	3,129円

居住費及び食費（基準費用額）

	居住費	食費
従来型多床室	855円	1,445円
従来型個室	1,171円	1,445円
ユニット型個室	2,006円	1,445円

- 要介護認定を受けていない場合は、サービス利用料の金額を一旦お支払いします。要介護の認定を受けた後で自己負担を除く金額が介護保険から払戻しされます。（償還払い）
- 償還払いとなる場合、保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載したサービス提供証明書を交付いたします。
- 介護保険から給付額に変更があった場合、変更された額にあわせて負担額を変更致します。
- 居住費と食費について、介護負担限度額認定証の発行を受けている方は、認定証に記載されている負担額となります。

(2) その他介護保険給付サービス加算費用

【初期加算】 1日につき30円

入所者が新規に入所及び1カ月以上の入院後再び入所した場合、30日間加算されます。

【入院・外泊時費用加算】 1日につき246円

入所者が入院及び外泊した場合、6日を限度として加算されます。但し、入院、外泊の初日及び末日の負担はありません。

【看護体制加算Ⅰ】 1日につき4円

【看護体制加算Ⅱ】 1日につき8円

入所者の重度化に伴う医療ニーズに対応する観点から、常勤の看護師の配置や基準を上回る看護職員の配置を評価する。施設全体に加算されます。

【看取り介護加算】

医師が医学的見地に基づき回復の見込みがないと診断された場合、入所者または家族の同意の上、看取り介護をした場合、死亡前30日に限り加算算定されます。

1日につき 看取り介護加算	72円（死亡日以前31日以上～45日以下）
	144円（死亡日以前4日以上～30日以下）
	680円（死亡日の前日、前々日）
	1,280円（死亡日）

※看取り介護加算は、死亡月にまとめて算定されるため、施設退所した翌月に死亡した場合、前月分の看取り介護加算に係る一部負担が発生する場合があります。

【個別機能訓練加算】 1日につき12円

常勤専従の機能訓練指導員として、看護職員を配置しております。個別機能訓練計画を作成の上実施した場合算定されます。

【療養食加算】 1日につき18円

医師の指示せんに基づく療養食を提供した場合に加算されます。

療養食：医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、脾臓病食、高脂血症食、痛風及び特別な場合の検査食

【経口移行加算】 1日につき28円

経管栄養の方を対象に栄養ケア計画に基づいて、医師の指示を受けた管理栄養士が、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理を実施した場合加算されます。

【経口維持加算Ⅰ】 1カ月につき400円

誤嚥を有する入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、他職種が観察や会議を行い、経口維持計画を作成し、医師の指示を受けた管理栄養士が、経口維持計画に基づいた栄養管理を実施した場合加算されます。

【低栄養リスク改善加算】 1カ月につき300円

低栄養リスクの高い入居者に対して、多職種が協働して低栄養の改善するための計画を作成し、定期的に食事の観察を行い、入居者ごとの栄養状態、嗜好を踏まえた栄養・食事調整等を行います。

【日常生活継続支援加算】 1日につき 従来型：36円 ユニット型：46円

要介護度の高い高齢者に対して質の高いケアを実施する施設に対する評価で加算されます。

【褥瘡マネジメント加算】 1カ月につき (Ⅰ) 30円 (Ⅱ) 130円

入所者ごとに褥瘡発生と関連あるリスクについて、施設入所等に評価し、少なくとも3か月に1回は評価し、その結果を厚生労働省に提出します。

【排せつ支援加算】 1カ月につき (Ⅰ) 100円 (Ⅱ) 150円 (Ⅲ) 200円

入居者が排泄に要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成する。3か月に1回は評価し、その結果を厚生労働省に提出します。

【安全管理体制加算】 入所時1回のみ200円を算定されます。

【夜勤職員配置加算】 1日につき 従来型：13円

ユニット型：18円

夜勤時間帯において、夜勤職員の基準配置よりも1人以上多くの職員を配置している場合に加算されます。

【介護職員処遇改善加算】 1カ月の所定単位数×83/1000

介護サービスに従事する介護職員の処遇改善のために加算されます。

【特定処遇改善加算Ⅰ】 1カ月の所定単位数×27/1000

【介護職員等ベースアップ支援加算】（令和4年10月1日より施行）

サービス利用の所定単位数×16／1000

※各種加算につきましては、職員体制等の都合により変更になる場合があります。

また、加算につきましても、負担割合が2割の方は加算額も2割負担、3割の方は3割負担となります。

◎入院または外泊をされた場合に、居室を空けておく場合にも居住費がかかります。

お支払いいただく利用料は下記のとおりです。但し、6日間は介護保険から補足されますので通常の居住費になりますが、7日目以降は第四段階の居住費を負担して頂くことになります。

入院・外泊時の利用料金（6日間まで）

利用料区分		従来型多床室	従来型個室	ユニット型個室
居 住 費	第一段階	0円	320円	820円
	第二段階	370円	420円	820円
	第三段階	370円	820円	1,310円
	第四段階	855円	1,171円	2,006円

※従来型多床室の第一段階の場合は、7日目以降も居住費は0円となります。

(3) 上記(1)(2)以外のサービス

以下のサービスは、利用料金の金額が自己負担となります。

① 特別な食事の提供に要する費用

入所者の特別な希望に基づくメニュー、食材等は実費となります。

② 理美容サービス

月に1回、理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃）をご利用いただけます。

利用料金：1回あたり2,000円

③ 教養娯楽等として必要なものを提供する場合の費用

入所者の希望活動により、実施されるレクリエーションや創作活動に係る材料代等の実費相当額

④ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等、入所者の日常生活に要する費用で入所者に負担頂くことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

⑤健康管理費

インフルエンザ予防接種に係る費用

⑥私物の洗濯代

希望により個別に外部のクリーニング店に取り次ぐ場合のクリーニング代

(4) 利用料金のお支払い方法

前記(1)(2)の料金・費用は、1カ月ごとに計算し請求しますので、翌月20日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1カ月に満たない機関のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

① 口座振替：毎月20日に振替させていただきます。

※入所者ご本人、もしくはご家族名義の口座からも振替ができます。

②下記指定口座への振込み(振込手数料は利用者様のご負担となります)

・ J A秋田やまもと 本店 口座番号 0006334 社会福祉法人 八竜山本ふくし会 特別養護老人ホーム美幸苑 理事長 金子 喜一郎
・ J A秋田やまもと 本店 口座番号 0010285 社会福祉法人 八竜山本ふくし会 特別養護老人ホーム美幸苑ユニット 理事長 金子 喜一郎
・ ゆうちよ銀行 記号 18600 番号 8573181 社会福祉法人 八竜山本ふくし会 特別養護老人ホーム美幸苑 理事長 金子 喜一郎 ※他金融機関から振込利用される際は次の内容をご指定ください 【店名】 八六八 (読みハチロクハチ) 【店番】 868 【預金口座】 普通預金 【口座番号】 0857318

7. 入所・退所等

入所の詳細は、契約書・運営規定・管理規定等に基づき開始されます。また契約書・運営規定上の解除項目に該当する場合は退所することになります。

主な例は以下の通りです。

- (1) 介護認定の更新による入所該当外の認定結果の場合。
- (2) 入院治療の必要が生じ、診断によりその期間が3カ月以上見込まれるとき。
- (3) 利用料金請求日から3カ月経過しても納入のない場合。

8. 当施設をご利用の際に留意して頂く事項

- 来訪・面会 面会時間は10:00～15:00、面会場所は玄関フロアとさせていただきます。ただし、利用者様の状況によりご相談に応じます。感染症等の流行期には面会禁止となる場合がございますのでご理解下さい。パソコンや携帯電話、タブレット端末よりインターネットを通じてオンライン面会の利用をご活用ください。
- 外出・外泊 外出・外泊の際は、必ず事前に「外出・外泊届出書」にご記入の上申出て下さい。
- 居室・設備器具 施設内の居室や設備器具は、本来の用法に従ってご利用下さい。これに反してご利用により破損等生じた場合、賠償して頂く事がございます。
- 喫煙・飲酒 所定の場所及び時間に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁止としますので、ご協力をお願いします。
- 迷惑行為 けんか、暴行、中傷、口論等他人に対する迷惑行為はしないで下さい。
- 宗教活動 施設内で他の人に対して、自身が信心している宗教活動や政治活動を強要しないで下さい。
- 貴重品の管理 入所者・家族の希望により、貴重品管理のサービスをご利用頂けます。詳細は以下の通りです。

- ①お預かりするもの：現金及び預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、年金証書
- ②保管場所：印鑑、現金は事務室大金庫。通帳、年金証書は相談員金庫。
- ③保管責任者：施設長
- ④出納方法：入所者預り金規定に基づき行います。

9. 入院中の医療機関の提供について

医療を必要とする場合は、ご利用者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。

①協力医療機関

医療機関の名称	所在地	電話番号
能代厚生医療センター	能代市落合字上前田地内	52-3111
能代山本医師会病院	能代市桧山字新田沢 105-11	58-3311
島田病院	能代市西赤沼 14-4	52-5363

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	所在地	電話番号
鈴木歯科医院	能代市上町 10-23	54-6630

③入所者の医療体制について

- 病気やけがの治療は、ホームの嘱託医により治療を受けて頂くことになり、医療は、医療保険制度で支給される以外の費用は入所者の負担となります。但し検査及び短期間の入退院の手続きや送迎は無料です。
- 通院時の付添い、入退院の移送は致しますが、入院中の付添はしません。なお、入院が3カ月以上にわたった場合は退所となります。

10. 非常時災害時対策

施設では、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、つねに関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年2回以上の避難訓練を入所者も参加して実施します。また、訓練の実施に当たっては地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

11. 救急時の対応

介護サービス提供時に入所者の病状が急変した場合、その他必要な場合は速やかに家族(身元引受人他)及び主治医または協力医療機関へ連絡等必要な措置を講じます。

12. 介護事故の予防と事故発生時の対応

介護サービス提供により事故が発生した場合は、「事故発生対応マニュアル」に添って対応します。速やかに責任者へ報告すると同時に身体の状態を把握し可能な限りの応急処置を行い、事故の程度に応じ医療機関に連絡し対応します。また、事故内容、対応について速やかにご家族連絡、説明をします。市町村及び関係諸機関等への連絡を行う等必要な措置を講じます。また、介護事故発生の防止に資する委員会、及び職員に対する研修を定期的に行うこととします。

13. 事故補償

介護サービス提供にあたっては、入所者の状態に合わせた対応をしており、万全の体制で事故防止に努めております。万が一事故が発生し、事業所の過失が認められた場合はその損害を賠償致します。但し、事業所の過失が認められない場合はこの限りではありません。

14. 個人情報の保護及び守秘義務

入所者の個人情報の取り扱いにおいては、その適正な保護のため自主的なルール及び体制を確立し、個人情報保護に関する法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し入所者の個人情報の保護を図ります。また、施設及び職員は業務上知り得た入所者ま

たはその家族の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの保守すべき旨を職員との雇用契約の内容としています。

15. 身体拘束の禁止

原則として、入所者の自由を制限するような身体拘束を行いません。但し、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には説明し、同意書の作成や記録の記載など適正な手続きにより、一時的に身体を拘束する場合があります。

16. 虐待の防止

入居者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために必要な措置を講じます。虐待防止のための指針を整備し、従業者に対して虐待を防止するための定期的な研修を実施していきます。

17. 衛生管理等について

食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めます。施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備し、感染症対策の委員会を設置し、おおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果を従業員に周知徹底します。また、従業者に対し研修並びに感染症予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施します。

18. 業務継続計画の策定

感染症や火病災害の発生において、入居者に対する福祉サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、必要な措置を講じます。

19. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
② なし			

20. 苦情相談窓口

(1) 当施設の苦情受付け

当施設における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

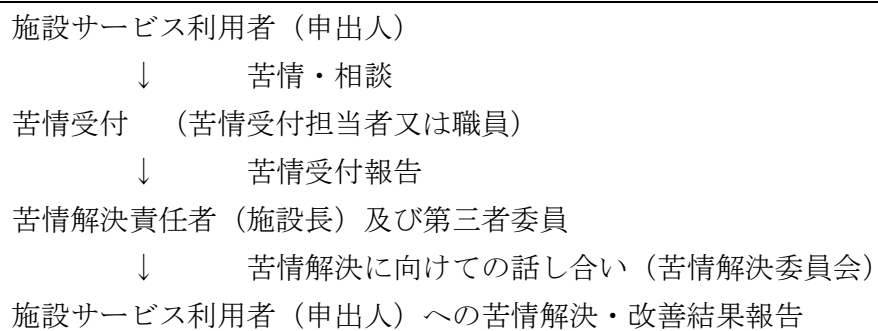
- 苦情受付担当者 鈴木 昌樹 (生活相談員)
加藤 恵祐 (生活相談員)
- 苦情解決責任者 日諸 聡 (施設長)
- 受付時間 8:30～17:30 (月～金)
または、苦情受け付けボックスを窓口に設置しています。
- 電話番号 0185-72-1231
- FAX番号 0185-72-1234
- 第三者委員 宮田 世紀子 (TEL 0185-85-3711)
清水 愛子 (TEL 0185-85-4066)

(2) 行政機関その他苦情受付機関

三種町介護保険 相談窓口	所在地 電話番号 対応時間	三種町鶉川字岩谷子 8 0185-85-2111 FAX 番号 0185-85-2178 8:30～17:15 (月～金)
能代市役所 長寿いきがい課	所在地 電話番号 対応時間	能代市上町1番3号 0185-89-2158 FAX 番号 0185-89-1791 8:30～17:15 (月～金)
秋田市役所 介護保険課	所在地 電話番号 対応時間	秋田市山王一丁目1番1号 018-888-5672 FAX 番号 018-888-5673 8:30～17:15 (月～金)
秋田県国民健康 団体連合会	所在地 電話番号 対応時間	秋田市山王4丁目2-3 秋田県市町村会館内 018-862-3850 FAX 番号 018-824-0043 8:30～17:15 (月～金)
秋田県運営 適正化委員会	所在地 電話番号 対応時間	秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉協議会内 018-864-2726 FAX 番号 018-864-2702 8:30～17:00 (月～金)

祝祭日、年末年始を除く

(3) 施設サービスに関する苦情解決の仕組み



【説明確認欄】

令和 年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面を交付し重要事項の説明を行いました。

事業者 所在地 秋田県山本郡三種町鵜川字西本田 82 番地 1
事業者名 指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム美幸苑
説明者 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の交付・説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

契約者（代理人）
住所
氏名 印

附則

この重要事項説明書は、平成 12 年 4 月 1 日より施行する。

平成 15 年 4 月 1 日改正

平成 17 年 4 月 1 日改正

平成 23 年 4 月 1 日改正

平成 27 年 4 月 1 日改正

平成 30 年 4 月 1 日改正

令和元年 11 月 1 日改正

令和 3 年 4 月 1 日改正

令和 3 年 8 月 1 日改正

令和 4 年 4 月 1 日改正

令和 4 年 10 月 1 日改正

令和 5 年 4 月 1 日改正